

会 議 録

会 議 名 (付属機関等名)	平成26年度 第6回 川西市子ども・子育て会議		
事 務 局 (担当課)	こども家庭部 こども家庭室 こども・若者政策課		
開 催 日 時	平成26年10月9日(木) 午後6時～午後8時		
開 催 場 所	川西市役所 7階 大会議室		
出 席 者	委 員	農野委員 中橋委員 立花委員 杉森委員 兼田委員 森友委員 南委員 石田委員 大谷委員 和田委員 田上委員 正林委員	
	そ の 他	株式会社 名豊	
	事 務 局	こども家庭部長 中塚一司 こども家庭室長 山元 昇 こども・若者政策課 課長 井口俊也 主任 大島弘章 主事 天満あすか こども家庭部 参事兼児童保育課 課長 塚北和徳 子育て・家庭支援課 課長 佐藤陽子 教育振興部長 石田剛 総務調整室長 森下宣輝 学校教育室長 上中敏昭 教育振興部参事兼学校指導課長 若生雅史 学校指導課 主幹 福竹優子 学務課長 中西 哲 教育情報センター 所長補佐 山本由美子	
傍聴の可否	可	傍聴者数	35人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会 議 次 第	1. 開会 2. 議事 (1)川西市子ども・子育て計画について (2)その他 3. 閉会		
会 議 結 果			

審 議 経 過

1. 開会（16：00）

【事務局】

定刻になりましたので、ただ今より平成26年度第6回川西市子ども・子育て会議を開催させていただきます。本日は、お忙しいところご出席いただきまして誠にありがとうございます。

なお、本日3名の委員からご欠席の連絡をいただいております。

本日の会議におきましては、半数以上の方のご出席をいただいておりますので川西市子ども・子育て会議条例第6条第2項の規定によりまして会議が成立していることをご報告申し上げます。

それでは、初めに資料の確認をお願いします。

（ 資料確認 ）

なお、当会議では会議録の作成を迅速また正確に行うためにICレコーダーによる録音をさせていただくことをご了承いただきますようお願いいたします。

では、続きまして議事に移ります。ここからの議事の進行については、農野会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

2. 議事

（1）川西市子ども・子育て計画について

【会長】

この会議も第6回を迎え、市民の皆様方にお示しするようなプランを考えていくような段階に入りました。ぜひ、委員の皆様から忌憚のない意見を頂き、良いものを作っていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。本日は8時頃までとなりますので会議の進行にご協力よろしくお願いいたします。

では、議事に入ります。事務局から説明をお願いします。

【事務局】

資料1 「川西市立幼稚園・保育所のあり方について」これまでのご意見・ご提案について

資料4 川西市子ども・子育て計画（素案の作成にかかる 検討過程2）

に基づいて説明。

【会長】

かなり分厚い資料ですが、この第1章から第3章にかけては以前の子ども・子育て会議で議論し意見を頂いているものです。今回第4章以降、特に施策の展開では新たに該当する事業を落とし込んだものを示して頂き、第5章の事業計画については提供区域の設定とか人口推計など以前の子ども・子育て会議で示されているものとなっています。まだ国の方で詳細が分からないままで、要検討という事業も少

しありますが、形になっているものとなります。事務局から説明のあったことについて、ご意見やご質問はありませんでしょうか。

【委員】

資料4の47ページ②放課後児童対策の充実のところでは、留守家庭児童育成クラブの延長育成の実施のところで、午後5時から午後6時30分まで延長育成を実施と記載してありますが、平成27年度からの決定事項なのではないでしょうか。前回の会議でも「小1の壁」の話をしていましたが、なぜ朝早く実施できないのか。あと長期休業中は通常の登校時間よりも開所時間が遅いと聞いていますが、保護者にはいろいろな事情があります。年間通じて保育所のように、児童が1名でも2名でも朝7時から19時までという形で平成27年度から実施できないのでしょうか。

【会長】

保育所の開所時間は8時間を基本として、保育所長が地域の実情を鑑みて開所時間を決定するという規定になっています。それに比べて学童保育の方は非常にあいまいです。事務局いかがでしょうか。

【事務局】

放課後児童対策の充実に関しては、施策の方向が「さまざまな子育て支援施策の充実」という項目になっています。今回示しております47ページの記載については、現行の時間枠を仮置きしているところです。委員からの指摘通り、夕方からの延長及び長期休業等、早朝からの利用については課題と考えており調整をしているところです。

【会長】

時間延長については平成27年度から何らかの形で実施予定ということでしょうか。委員からの質問ではいつから実施されるのかということでしたが。

【事務局】

時間延長を実施していきたいという強い思いは事務局としても持っていますが、実施するにあたっては費用がかかり、体制も整えていかなければいけません。非常に財政状況も厳しい中で、いつから実施できるのかという点につきましては、できるだけ早期にという思いはあります。しかし、今この場で平成27年度から実施すると約束するのは難しいです。かねてから課題や実情も踏まえて、実施に向けた努力をしていきたいと思い調整もしていますが、具体的な実施については現時点でいつからというのは確定しておりません。

【会長】

国でも、子ども・子育て支援新制度に関して消費税増税分を活用して学童保育も充実させると言っていますが、財源をいくら出すのかということはまだ示していませんので、難しい課題になっているかと思えます。しかし、今委員が話されたことについては、これだけ保育所の保育サービスが必要になる中、

その次の学童保育が必ず必要になってくるのは間違いないですし、もっと実態に合ったものにしていく必要があると思います。

【委員】

小学校に上がったからといって家庭環境が変わる訳でも自立する訳でもないです。そこは地域で子育てをとか、子どもを育てるということを掲げて制度が変わっていくので、ぜひとも川西市が先頭に立ち他市のモデルになるようなことをして頂けたら良いことだと思います。子どもたちの居場所というのは保育所までは大事にされながら、小学校に上がると急におとな扱いになったような感じがするので、そこは大事に育てていってあげたいと思いますのでよろしくお願いします。

【委員】

本論から外れるかもしれませんが、資料4の51ページ障害児相談支援事業、放課後等デイサービス事業について。実は5年ぐらい前には川西市内には児童デイサービスや放課後デイサービスは1カ所か2カ所しかなかったが、ここ2、3年で一気に増えている。実際に市の担当者が受給者証の発行には関わりますが、設置認可は県なので各事業所がどういうことをやっているのか、その事業所がどういう内容なのか実際にはいちいち調べなければ分からない。

例えば、高齢者関係の場合には老人保健施設などは施設のガイドラインのようにどういった基準でしているのかがあります。児童デイサービスについて、私の関わっている他市町では、受給者証発行にあたって医師の意見書を書くことになるので、それを通じて調べることはできます。しかし、実際に発達障がいに関わる場合でもその子がどこの事業所に行ってどういう内容のサービスを受けているのか一切分からない場合もあるのではないのでしょうか。もし可能なら、川西市内にある事業所の事業内容、実施日、どのような相談員がいるのかが分かるパンフレットなどを発行して頂けたらと思います。

【会長】

児童デイサービスは18歳ぐらいまでの障がい児を対象とし、年齢の幅もあります。児童デイサービスの事業所によってはずいぶんと中身も違う。18歳ぐらいまでの障がい児の児童デイサービスは、どうあるべきかという運営の指針のようなものが本当は必要だと思います。

【委員】

ものすごい数の事業所が一気にできて、利用者も多い。ただ、やっている内容が分からないので、学校につなげることができません。市が認可しないにしても、各関連機関にフィードバックして頂けるような仕組みがあると、子どもたちのためになると思います。

【委員】

資料4の92ページ(13)実費徴収に係る補足給付を行う事業について。この中で、下から2行目に低所得者の負担軽減を図るためとありますが、これは決定事項になるのでしょうか。

【事務局】

実費徴収による補足給付については、国の事業メニューの中にあります。ただ、記載の通り事業の詳細がしっかり分かっていませんので、事業の詳細を把握して、市として実施するかどうかが今後検討させて頂きます。事業のメニューとしましては、地域子ども・子育て支援事業の1つとしてあり、国が消費税の改定に伴って実施する質の改善事業の項目の中に計上されているようです。ですから何らかの形で、事業のメニューとしては実施される見通しですが、それを具体的に市でどう対応していくのかをまだ国も考えている部分だと思います。

【委員】

今の実費徴収に係る公費による補助というのはぜひ行って頂きたいところです。

少し外れるかもしれませんが、当保育園にも生活困窮している家庭や、ひとり親家庭がいます。保育料は市に納めるものですから私たちにはなかなか見えませんが、利用料の未納があります。延長保育料が支払われなかったり、3歳児以上は主食費というのがありますが、それも支払われない現状があります。多分、他の保育園もそのようなことがあるかと思います。利用料を支払う能力がなかったり、未婚のひとり親の方は控除対象になっていないとかで保育料も支払わなければいけない。保育園で発生する延長保育料や主食費とか全額請求することになるので、そういったものに対する補助がない。保護者も保育所も補助がなく困っている部分です。何か救済策があればと考えています。

これから子ども・子育て支援新制度になれば、保育所に関しては公定価格に基づき事業所にはお金が支払われることになり、保育料の徴収も市が行うということですが、そこから外れていく小規模保育や認定こども園は直接契約になっていくので、そのあたりが今後どうなっていくのかと思います。貧困家庭に対する救済はどうなるのかという一抹の不安があります。また、具体的には分かりませんが、市としてそういったあたりも考えて頂けたらと思います。

【委員】

資料4の45ページ③保育・教育関係者の研修や連携等の充実のところです。一番上と一番下にある保・幼・小の連携推進について違いを教えてください。

【事務局】

基本的には、保育所・幼稚園・小学校がそれぞれ交流したりするというのですが、実施主体が違うためそれぞれで記載しています。児童保育課では、保育所を所管していますので保育所の立場から、幼稚園・小学校との連携を進めていこうと幼稚園に出向いたり、小学校のプールを使わせて頂いたりしています。また、教育委員会では幼稚園・小学校の所管ですので、その立場から連携を進めています。所属は違いますが、保育所・幼稚園・小学校の先生方が年2回一堂に会し、それぞれで情報交換したり取り組みの成果を発表したり、次年度小学校に上がる子どもの相談・調整をしたりする機会を設けていま

す。2つに分かれて記載されていると分かりにくいところもあるかと思いますので、記載については検討させていただきます。

【会長】

あまり詳しくは存じませんが、こういう情報センターのような機関がいろいろな分野であります。教育情報センターで、各方面から来る照会や情報をデータで残して頂き、保幼小の連携を進める時にどんな情報が必要なのか、あるいはどんな仕組みで推進していくのか中核になって頂くようなものではないかと思います。児童保育課で行っているものは実際の連携の取り組みで、教育情報センターでは取り組みをするための仕組みや企画とかそういう役割がとても大事だという気がしましたが、どうなのでしょう。

【委員】

私も同じ事業名で分かれているのが不思議で、担当所管が違うからだと思っていました。会長が話された通り役割分担の中で、発信元は一緒に役割分担する形でしているのか、それとも部署が2つある中でそれぞれがより良くということを2カ所で発信されているのかが分かりにくいです。できれば1つにして頂きたい。発信元が1つである方が分かりやすいし、保幼小という、幼小とか保小だけではない塊になっていることがあると思います。

教育情報センターで先生方が年2回集まることは、保幼小の年間計画に位置づいていると思うのでとても重要なことだと思います。やはり、地域の近くの保幼小が顔見知りになれる状況づくりは、その先生にお任せしているとなかなか難しいというのが現実だと思います。特に、小学校や公立の幼稚園・保育所は転勤がありますし。そのあたりをコーディネートするような役を市の中で作り、連携委員みたいなものを各公立に配置するとか、そういう仕組みを作って頂かないと、保幼小の名前ばかりで結局あまり身にならないというのが他市でもあります。そういった仕組みづくりを進めて頂けたらと思います。

【委員】

同じような意見になるかもしれませんが、中学校までの縦の連携で定期的に会議をし、子どもの様子を話し合っただけで地域で子どもを見ていこうといった連絡会があります。他市でも中学校区まで広げて地域で子どもを見ていこうというようなシステムがあると聞いていますし、今回保育所などの整備を中学校区のくくりとしているので、より地域で子どもを育てるという視点が大事になってくると思います。一足飛びにはできませんが、今保育所では地域の所長がお互い声をかけあったりしています。どこの保育所、小学校、幼稚園にいても同じように子どもを見ていくシステムができるのが本当だと思うので、そういったものを今回を機にぜひ考えていけたらと現場として思います。

【委員】

民間保育園と公立保育所の施設長会議というのがありまして、その中で小学校との連携の話などもよ

くしており、情報交換をしています。その中で、民間保育園にとっていろいろと分かってきたことは、川西市で民間保育園の歴史は浅く、公立保育所が当時9カ所ありだんだん民間保育園が整備されてきて、児童数も増えてきましたが、今なお小学校との連携については公立保育所と小学校との連携の方が比較的スムーズに行われている部分があります。民間はなかなかその中に入っていない部分があると全体的に感じています。そこはやはり委員が言われた通り、民間保育園であれ公立保育所であれ同じ地域の中で小学校との連携などをすべきだと思います。それぞれの所長の采配で、民間が入っているところもありますが、市としてのシステムづくりができていないのですごく差があります。連携ができていない地域もあればできていない地域があります。公立民間問わず、市全体としてシステムづくりをして頂いて、保幼小の連携がスムーズに図れるようにということを強く求めたいと思います。

【会長】

小学校教育は義務教育ですから、一番子どもが参加しているはずなので小学校ベースで進めていくというのも考えて頂けたらと思います。今、いろいろなところで子どもが育っていますので、認可外保育施設なども含めると、どこがリーダーシップをとるのが妥当かという公立教育の領域かだと思います。

今日説明のあった中で、資料4の95ページの評価指標についても意見があればと思います。分量が多いので、提案シートにも評価指標の意見も含めて頂けたらと思います。また、この計画については今後とも検討する時間がありますので、よろしければ議事2の新制度における保育料についてへ移らせて頂きたいと思いますがよろしいでしょうか。

【委員】

質問があります。資料4で59ページの中でトライやるウィークのことが出てきていますが、児童保育課が所管で行っているトライやるウィーク・ふれあい育児体験学習は、保育所等児童福祉施設が中心となり中高生とふれあう機会を持つためのトライやるウィークを推進している。実際に、中高生を送り出す側が生徒指導支援課ということで分かれていると思いますが、幼稚園が書かれていないのは、川西市では対象外になっているのか、児童保育課で幼稚園のこともマネジメントされているのかどちらでしょうか。

それから、他市ではこの数年間で多くの児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所が増え、今までまったく子育てや保育、障がい児支援に関係していなかったところがいきなり法人や事業所を起ち上げて事業を実施している。そして、3、4時間子どもを預かりながら何もせずに、子どもがそこに座ってテレビを観ているだけとかいう実態が明らかになり問題になりました。他市では、連絡協議会とか運営協議会などを作って実態の把握を市が行ったり、職員の質向上に向けた職員研修を協議会が主体となって始めているところもありますが、川西市では現状どう把握されているのか教えて頂きたい。

それと、計画の中に必ず入れるべきなのかどうか私も分かりかねますが、1995年1月17日阪神・淡路

大震災、2011年3月11日東日本大震災があり、川西市では特に阪神・淡路大震災で被害を受け全壊または半壊した住居などもあります。その中で、いのちを守るということをこの計画の最初の主旨等にあげていますが、例えば災害に対する乳幼児期のさまざまな取り組みといったリスクマネジメントや、災害が起こった後の乳幼児期の子どもにどのような支援をするのかといったクライシスマネジメントが記載されていません。あくまでも、危機管理課とか防災管理課の行う計画の中であって、この子ども・子育て計画の中に入れていかないということが、それぞれのセクションの中で役割分担されてしまっているのか。これから南海地震、東南海地震の恐れがある中で子ども・子育て計画の中に入れていくべきなのかそうでないのか、どうしたらいいのか分かりかねています。

【事務局】

資料4の55ページ兵庫県地域に学ぶトライやる・ウィーク事業ですが、この事業は兵庫県教育委員会が行っている環境体験事業の1つです。その中で、地域に学ぶトライやる・ウィーク事業ということで、川西市の中学2年生が地域に出向いて職業体験を行うというものです。保育所にも幼稚園にもお世話になり、地域のさまざまな事業所などで子どもたちが体験しています。兵庫県は阪神・淡路大震災を経験した中で、いのちの大切さを含めてこの事業の中で学ぶという機会をつくっています。

児童デイサービスについてですが、障害福祉課にて所管しており詳細が分かりかねます。具体的にどのような形で事業の質の管理がされているのか確認した上で、報告させていただきます。

それと、危機管理的に子どもの安全を守るということですが、計画書の方では64ページから子どもの安全の確保ということで①子どもの交通安全を確保するための活動の推進、②子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進という形でいくつか具体的な事業をあげています。指摘のありました通り、市では防災に関する計画もあり、何らかの形で避難所のことなどについて記載されているかと思います。この子ども・子育て計画の中でどこまで触れていくべきか、危機管理的なことやクライシスマネジメントのようなことについて記載されていませんが、市の事業としてどの程度実際にできているのか、今後の課題は何かといったところも踏まえて検討させていただきたいと思います。

【会長】

よろしいでしょうか。それでは、次の議事に移らせて頂きます。子ども・子育て支援新制度における保育料についてです。事務局から説明をお願いします。

(2) その他

【事務局】

資料5 子ども・子育て支援新制度 幼稚園の利用者負担についてに基づいて説明。

【委員】

現在川西市内に私立幼稚園は8園あり、子ども・子育て支援新制度への移行について、従来制度を続けるか移行するかを選ぶことになっている。今まで私立幼稚園との関係は県とのつながりの方が強く、川西市でもつながりを強めていきたいと以前話されていたと思います。現在どうする意向なのか教えてください。

【事務局】

子ども・子育て支援新制度への移行につきましては、園の方から申し出があった場合に従来通りの私学助成を受けるということが基本的な仕組みです。国から県を通じてついこの間通知があり、10月からその申し出ができる期間となっています。現在のところ、市からまだ投げかけをしておりませんので、従来通り私学助成に残るといった特段の申し出をされているところはありませんが、意向調査の結果によると、今のところ新制度に移行される園はない状況です。ただ、幼保連携型認定こども園の3園につきましてはすべて移行して頂けるものと思っております。それ以外の園につきましては、まだ確定ではなく今後変更の可能性もありますが現時点で市が聞いている意向については以上の通りです

【会長】

割と早くから都道府県も意向調査をし、市町村でも調査しているかと思いますが、今のところ私立幼稚園は様子を窺っておられるところだと思います。

【委員】

子ども・子育て支援新制度の公立幼稚園の保育料についてです。5、6階層の第1子10,420円ですが、前回の説明では、入園料は3歳児25,000円の内5,000円を12か月で割るという話になったと思います。新制度の1番の目的であり重要なポイントは、公私の格差是正です。その中で1から4階層の費用負担はほぼ変わらず、私立の方が少し安い。ところが、私立は実費徴収があり、保育料入園料等の均等配分から言うと私立の方が少し安くなっています。しかし、1番通園している階層というのは1から4階層ではないので、公私の格差是正が本当になっているのかどうか。そして、ここに示されている10,420円ですが、入園料の25,000円を本来の36か月で割るのが妥当なのか、5,000円だけを12等分して、年中に上がった時に20,000円を24等分するというのかそのあたりが分かりません。

【事務局】

まず、3歳児と4・5歳児の保育料の差から説明します。委員の話された通り、3歳児の入園料25,000円を36か月で割るということも当初考えました。しかし、3歳児が4歳児に上がった時には、4歳児の保育料を適用するので3歳児の時と4・5歳児の時に入園料がかぶらないようにする必要があります。そのため、25,000円を20,000円と5,000円とに分け、4歳児に上がった時に入園料がかぶらず、保護者負担が二重にならないようにしています。

公私の格差是正についてですが、保育所と同じ仕組みに入るという事で、公私同一料金というのは1つの形だと十分認識しています。しかし、新制度に円滑に移行するためには、移行時に公私の価格を同一にすることは、なかなか保護者の理解を得られないのではないかと思います。そのため移行時にあたりましては公私の価格を別々に設定したところです。

【会長】

よろしいでしょうか。資料5の2ページ川西市での幼稚園の保育料ですね。月あたり15,300円から23,700円の幅がありますが、これは公立私立すべての幼稚園を含めた上限下限の額でしょうか。

【事務局】

私立幼稚園8園、うち認定こども園3園の平均額になります。

【委員】

私立幼稚園の保育料の差が大きいなと思いました。園児募集も始まっているので保護者の方々にこのような形で説明されているかと思いますが、その時に質問などありませんでしたか。

【会長】

これは委員にお伺いした方がいいかもしれません。そろそろ就園申込みの時期が迫っていますがどうでしょうか。

【委員】

単刀直入に言うと、負担増の方も負担減の方もいます。比率は今のところ分かりません。

この子ども・子育て支援新制度は、私から言わせるとすべての保護者にとってメリットがあればすごくいい制度だと思います。しかし、まだ国も煮詰まっていない点があるのでしょうか、もう少し煮詰めて頂かないと保護者にとってプラス面はあまりないように思います。同時に、園の規模の大きさにもよりますが、当園にとってもメリットはあまりないです。

新制度の公定価格は在籍数、定員数が301人以上で打ち切られており、それ以上は、定員が増えても同じ単価となります。これは保育所の考え方だと思いますが、300人以上を抱えているところは前年対比でかなりのマイナスになる見込みです。私学助成の就園奨励費で12月に一括してもらっていたものを12等分しているだけのことではないか。一括でもらう方が多くもらえる人が結構出てきますが、そうすると、実際に新制度に移行すると保護者のメリットはどこにあるのでしょうか。私立の場合は建学の精神で設立しているので、1つの法人が幼稚園教育と保育部門を持つ訳です。川西市は理解を示して頂いて、保育2号認定を受けた児童は各園に直接申し込み、それを行政に持っていくという形をとって頂いています。他市の場合では、保育2号認定を受けた児童は市に申込みをするよう言われます。そこで需要と供給のバランスで割り振られると、特色・やり方が好きだからという理由で幼稚園教育を選ぶのに、他へやられてしまうと、教育の範疇から外れてしまうと思います。今、保護者は一生懸命そろばんを弾い

ています。中には、損してしまうという声も聞いています。

【委員】

公立幼稚園は10月1日で入園募集要項を作成し、入園募集説明会を実施しました。その時に、利用者負担額を提示しました。新制度への円滑な移行を目指すということで、公立幼稚園の保護者にとっては現行水準を維持して頂いているという点では特に質問等はなかったです。今後、教育委員会の方から随時各園へ現年度の4歳児の親子を対象に説明会をして頂く機会を考えています。

【委員】

保育所に通っていて、あまり幼稚園の金額を把握していませんでしたが、幼稚園と比べると私自身払っている額は高いなと思っています。しかし、実際に子どもを見て頂いている時間も違うし、親として考えるのは預けてどうなるのかということが一番のベースになるので、多少の金額の差はあっても、幼稚園や保育所に特色があれば納得して子どもを預けるのかなと思います。保育料が高いから変えようかということもないです。安いにこしたことはないというのが親としての思いですが、新制度の移行なども踏まえて今後、公立と私立の差や特色というのがどうなっていくのかが気になるところです。

【委員】

子育ては得とか損とかではないとは思いますが、本当に保護者にとって得になるのでしょうか。今までとあまり変わらないようにすると事務局から説明がありましたが、委員からは現状よりも保育料が高くなる人もいるし、相対的に見たらそんなに良い制度ではないと話されていたので、本当にメリットがある事なんのでしょうか。何が良くてこのようにされたのかが分かりません。

【会長】

もともと幼児教育と保育は、ずいぶん前から幼保一元化と議論になっては消えてが繰り返されてきました。私の感想ですが、就学前の子どもたちは人生において精神が形づけられる非常に大事な時期に、遊びを通じて日常生活の中でいろんなことを学び、先生方と関わり、小学校との学習とはちょっと違う学び方をしています。ただ、幼児教育と保育というものの考え方の中で、相容れない部分があります。それがここへきて、幼保の一元化ではなく一体化と言いだし、幼保連携型の認定こども園をつくった。本当は何か一つのまとまりとしてしたかったんでしょうね。それがいろんな事情があり、幼稚園、保育所、認定こども園と所管がそれぞれ分かれています。そのような中で、やはり制度は難しいものになっていると思いますが、特に教育は保護者が教育者に委任する、委託する訳ですから、保護者が子どもにどういったものを提供したいのか考えることが基本かと思っています。保育所でも非常に幼児教育に力を入れているところもあれば、幼稚園でも子どもにのびのびと自由保育のように生活の中で、子どもが伸びていくことを大事にしているところもあれば、早期教育をされる幼稚園もある。どんなものを保護者が望まれ、自分の子どもをどう育てたいのかが基本中の基本で、そこが一番重要で原点だと思います。ただ、

もう少し分かりやすい制度にして欲しかったという気はします。

【委員】

多分、同じ地域に住む子どもたちが、保護者が望む多様な保育のあり方の中で保護者がしたい子育てを親の就労に関係なく選べるということをしたかったのだと思います。そのため、保育短時間認定の子ども保育標準時間認定の子どもいる。同じ地域で親の就労により保育所にしか行けない、幼稚園にしか行けないではなくて、同じ小学校へ地域で行きましょうというところだと思います。いろいろ制度をやっていく時に戦後から長い期間、複線型で保育所の保育と、幼児教育とをやってきた中、1回の制度改革ではなかなか進まなかったというのが今時点での問題だと思います。ただ、期待したいと思うのは、今変わろうとしている中、戻るだけでなく、良かったと思うところを改良していけたらと思います。ここで意見を頂くことによって、川西市の良さがでるようなシステムが作れるといいと思います。

【会長】

福祉の勉強をしている者から見ると、やっと子どもにいろんな予算がつきだしたという気がしています。先進諸国に比べて、まだまだ子どもにかかる国の費用が少ないとやっと言われ出しましたし、もっと子どもにお金をかけて欲しいと思います。かつて、高齢者福祉が介護保険で広がり、児童福祉は横に置かれていたような時代がありました。ぜひ、注目されている時にしっかりと良いものを作りたいと思います。

【事務局】

説明させて頂きました内容は素案です。正式な決定は議会の議決も必要となり、国基準も国基準案という事で国から正式に示されている段階ではありませんので、あくまで素案という事になります。

【会長】

これで議事は終わりになりますので、事務局に進行をお返しします。

【事務局】

前回の会議終了間際に委員より質問があり、時間の関係上回答できなかった留守家庭児童育成クラブに関する事です。

開所時間等についてですが、9時始まりと指摘がありましたが、現状は8時30分から開所しています。それと利用時間の開始についての厳格さについて会長からもコメントありましたが、保育の開始時間や終了時間の運用について保育所もそうですが大変苦慮しています。基本的には利用者の方には時間の厳守をお願いしているのが現状です。

次に、保護者との対応に関する事です。保護者と毎日顔を合わせる保育所とは異なり、育成クラブについては子どもだけが利用するというケースが多いです。そういった意味では、家庭と連携・協力して子どもの育ちを支えていくということが基本となりますので、良好な関係を構築していくことは大き

な課題です。それと併せて利用者の権利擁護につきましても、課題だと思っております。現状は、具体的な苦情等があれば、現場の指導員での対応がまず1点。所管課にもそういった話があれば一緒に問題解決にあたっています。指摘のありました権利擁護に対する仕組みにつきましては、今現在持ち合わせておりませんが、保育所については苦情解決制度を発足させていますので、そういった事例につきましては参考にしながら仕組みについて整備をしていきたいと考えています。

3. 閉会

【事務局】

- ・川西市子ども・子育て会議委員ご提案シート⑩（委員）は、10月20（月）までに事務局まで
- ・川西市子ども・子育て会議意見ご提出シート（傍聴者）は、10月20日（月）までに事務局まで

【事務局】

次回の川西市子ども・子育て会議は、11月6日（木）午後4時から開催いたします。どうぞよろしく
お願いいたします。

議題は、 ・子ども・子育て計画について

・市立幼稚園・保育所のあり方について 等を予定。